

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第20回理事会議事次第

日時：平成28年7月2日（土）10:00～12:00

場所：沖縄県立博物館・美術館 1階博物館講座室

1 開会

2 議事

(1) サウジアラムコ助成事業について（資料1）

(ア) 平成28年度沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る
審査会の構成員について

(イ) サウジアラムコ基金を活用した新たな支援事業について

(2) ロゴ等の利用ルールについて（資料2）

(3) サンゴ礁ウィーク2017について（資料3）

資料1：サウジアラムコ助成事業について

資料2：ロゴ等の利用ルールについて

資料3：サンゴ礁ウィーク2017について

(1) サウジアラムコ助成事業について

平成 28 年度助成事業を実施するにあたり、実施要綱、各種要領は平成 27 年度と同様とし、助成に関するスケジュールについても第 19 回理事会において了承を得たところである。

(ア) 審査会構成員について

審査会の構成員は、現審査会の構成員とするが、構成員に変更がある場合は、次回理事会までに審査員候補者を事務局より提案し、承認を得ることとされている。

現在、沖縄県ダイビング安全対策協議会の解散に伴い、昨年度まで審査会構成員であった案納昭則氏が構成員から外れているが、前回理事会において安全管理に詳しい審査員がいたほうがよいとの意見があり、個人会員として当協議会に再加入している案納氏を加え、審査会構成員を以下のように提案したい。

審査会構成員（案）：審査会長 岡地 賢（理事：コーラルクエスト）
審査員 案納昭則（個人会員）
審査員 金城 賢（理事：沖縄県自然保護課）
審査員 後藤 亜樹（理事：個人会員）
審査員 濱名 功太郎（理事：環境省那覇自然環境事務所）
審査員 吉田 稔（理事：八重山サンゴ礁保全協議会）
(アイウエオ順)

(イ) サウジアラムコ基金を活用した新たな支援事業について

サウジアラムコを活用し、より多くの団体を適切に支援できるように、下記のとおり、新たな助成事業を提案します。

※応募資格等の詳細については、別紙の（案）を参照のこと。

ジュニアサンゴレンジャー 支援プロジェクト（仮）

【概要】

サンゴやサンゴ礁保全に関する活動、研究を行うチームを募集し、助成金（5 万円）の拠出等による活動支援をおこない、その活動成果を発表してもらう。

【目的】

子どもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための普及啓発活動の一つとする。

ジュニアサンゴレンジャー 支援プロジェクト（仮）

【概要】

サンゴやサンゴ礁保全に関する活動、研究を行う活動について、規模や期間に係らず通年で募集し、助成金（上限 5 万円）の拠出等による活動支援をおこない、その活動成果を発表してもらおう。

【目的】

こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざし、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動の拡大を目標とする。

【応募資格】

以下の（１）～（３）の条件をすべて満たすものとする

- （１）幼児、小学生、中学生、高校生を含む活動。
- （２）活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブ・同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA 等の教育・保全・研究活動団体。
- （３）活動グループには必ず成人の活動責任者を含む。その責任者は活動グループメンバーが所属する保育園、幼稚園、各種学校の教職員または NPO、地域自治会、子ども会、PTA 等に所属するものを原則とする。

※活動責任者は活動の引率、安全管理、事務連絡や助成金の授受を担当

【支援条件】

- （１）支援する活動は、サンゴやサンゴ礁およびその保全に関する活動や研究とする。

例） 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒のサンゴに関する自由研究、海岸清掃などの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する野外実習など、保全に関する内容が含まれるものとする。

- （２）助成金をうけた年度に行われるサンゴ礁保全推進協議会主催の以下の 2 つのイベントに参加する。

・「サンゴ礁ウィーク」におこなわれるサンゴ礁保全活動助成金成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。

・「私のサンゴ礁展」に活動グループに所属する幼児、小学生、中学生、高校生の絵または写真を提出する。

【応募枠】

10 グループ程度

【支援内容】

(1) 助成金の給付

1 グループあたり上限5万円

(ただし、使途・日付入りの領収書の提出を義務づけ、余剰は返金する)

※次の項目は助成の対象にはなりません

- ・助成の対象となる個人、団体の構成員の人件費
- ・研究に直接関係のない消耗品、飲食代
- ・その他、主催者が不適切とみなしたもの

(2) 活動に関する相談、研究支援

①講師派遣：一つのグループに一回限り、協議会から講師を派遣して出前授業を行うことができる。

②活動の魅力アップ：すでに出ている幾つかのサンゴに関する環境学習の教材を紹介
〔「サンゴのはなし」「1,2,サンゴ」など〕

③研究相談：研究等が行き詰まったときに、専門家に相談できる（随時）

【応募方法】

応募書類の提出（郵送、or メール添付）

【応募期間】

2017年6月〇〇～？

【選考と通知】

書類審査を行い、助成活動を決定します。

選考結果については、責任者へ連絡するほか、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会ホームページで発表します。

【助成金の給付】

振り込み？オリエンテーションで手渡し？

【サンゴ礁保全活動助成金成果発表会】

2018年3月〇〇日 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室（未定）

スケジュール

ジュニアサンゴレンジャー応募

1 月以内 書類選考(必要に応じ電話などによるヒヤリング)

1 か月後 合否通知

2 か月以内 送金

活動終了 1 か月以内

活動・支出報告提出・清算

3 月上旬 サンゴ礁ウィーク (成果発表)

私のサンゴ礁展(出品)開催

予算：

支援額 (トータル) 50 万円 (旅費・チラシ等含めると、+20~25 万)

その他 ・ 出前授業講師出張旅費 (謝金?) (会員から選び、謝金はなし)

・パンフレット製作費 (2~3 万?)

・ 発表会会場費 (サンゴ礁ウィーク予算内?)

・ 発表会参加校旅費 (↓)

* 全ての学校が一同に会する発表会を行うのか、選定校だけとするのか、その旅費を出すか?

(沖縄大学ジュニア研究支援では、離島からの旅費も出している、この場合かなりかかる)

私個人的には、離島からの採択は 10 件中 2 件までとし、ポスター発表の場合は責任者 1 名、口頭発表の場合は引率 1 名と発表者 2 名の旅費を拠出する、のがよいと思います。最大で 6 名分となりますが、ホテルパックだと 3 万弱なので、上限を 1 名 3 万円として実費で支払うのが妥当かと思います。

離島からの参加は参加する方も聞く方も、大変盛り上がります。

(2) ロゴ等の利用ルールについて

(前回の理事会議事概要より抜粋)

・内容としては、過去のハッピーダイブ様からの寄付受入の際の審議の流れを規則に明文化したものとなっている。使用許可を出すための審査基準については、今回は規則の中で明記していない。

→過去に問題になった例も今回のルール案で解決できるのであれば、提案の規則でよいと思う。

→申請書や契約書などの様式を作成する必要があるが、基準については定めていない。

・協議会からの後援は会長決裁となっている。提案されたロゴの利用申請は理事会での承認が必要となっている。後援とロゴの利用で承認フローが異なるのはなぜか？

→理事会を経ず会長決裁という議論もあった。

・ロゴの利用期限については規則に定めず、申請書に項目を作って記入してもらう形で良い。

・ロゴ使用を許可するに当たっての基準を定め、公開することは必要だと思う。ロゴの使用許可を審査する委員会が必要ではないか？

→ロゴマーク取扱規則についてはメーリングリスト上で引き続き議論を行い、後日理事会にて審議する。運用ルールについては規則を決定後に話し合いを行う。

2016年5月16日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
ロゴマークの使用に関するルールの整備について

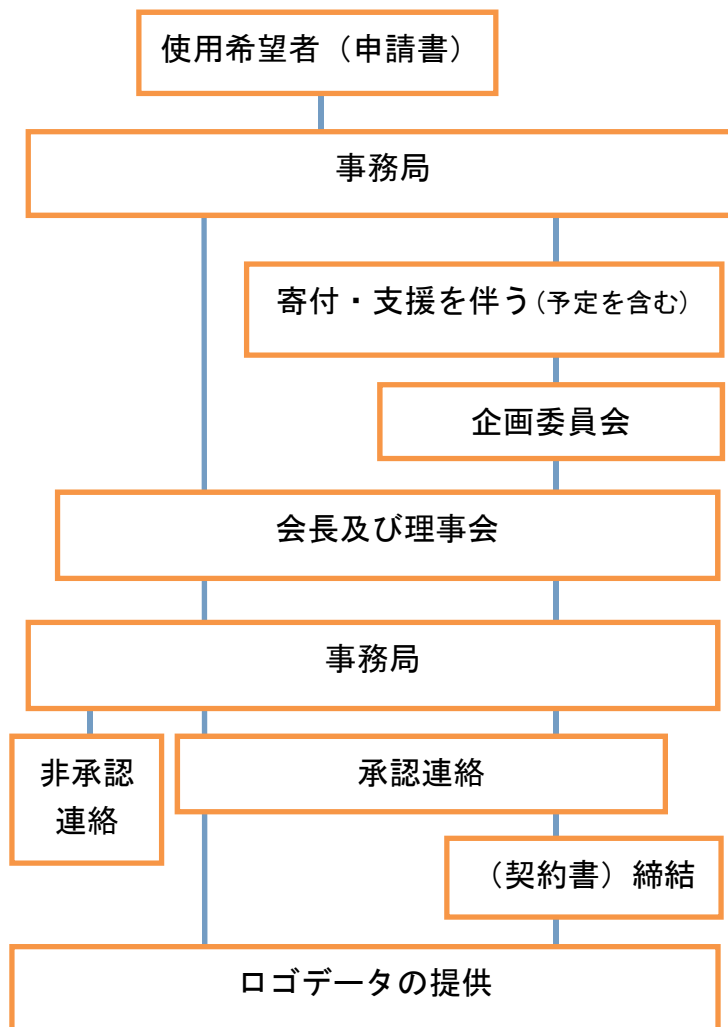
ルールを定める目的

当協議会が目的とする、サンゴ礁の保全に関する活動やその推進に資する情報を一般へ広く発信するために、協議会自体の普及を図ることや支援・賛同する組織や個人を増やすことは重要である。このため、昨今、協議会に対し依頼のあるロゴマークの利用のルールを定め、協議会の目的に沿った適正な利用がなされることをめざす。

趣旨

サンゴ礁保全に係る非営利の活動のみならず、サンゴ礁に係る営利活動や事業組織においても、当協議会の目的に賛同し、活動を共にする又は支援・協力の申し出とともに、当協議会のロゴマークの利用依頼がある。当協議会の設立・運営趣旨において、適正かつ公正にロゴマークの利用がなされるよう、手続きや関連書類を含む運用ルールについて、その内容を協議し定める。

利用申請手続き



沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 ロゴマーク取扱規則 ((案))

(目的)

第 1 条 この規則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）のロゴマークに関する基本的事項を定めることにより、協議会の知名度の向上及びサンゴ礁の保全に関する活動の推進を図ることを目的とする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークの形状及び色彩は、別に定めるものとする。

(使用申請)

第 3 条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に協議会事務局に、「ロゴマーク等使用許可申請書」を提出し、許可を得るものとする。

2 協議会の役員及び会員が使用する場合においても、前項の申請書を事務局に提出するものとする。

(使用許可)

第 4 条 会長は、前条第 1 項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 協議会の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (4) その他会長が適当でないとする場合

(契約の締結)

第 5 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申請者と「ロゴマーク等の使用に関する契約」を締結するものとする。

- (1) 協議会への支援につながるロゴマーク等を使用した商品を販売を含む営利活動またはその企業や組織の PR を目的とし、ロゴマーク等を使用する場合
- (2) その他営利目的でロゴマーク等を使用する場合

(遵守事項)

第 6 条 ロゴマーク等の使用に当たっては、ロゴマーク等の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の形状及び色彩は、改変しないこと。
- (2) ロゴタイプはロゴマークと組み合わせて使用するものとし、単独で使用しないこと。
- (3) 協議会の同意なしにロゴマーク等を第三者に使用させないこと。

(使用の許可の取消し又は停止)

第 7 条 ロゴマーク等の使用に当たり、この規則に違反し、又はその趣旨に違反すると認められるときは、会長は、ロゴマーク等の使用許可の取消し又は使用の停止を求めるとその他の措置をとることができるものとする。

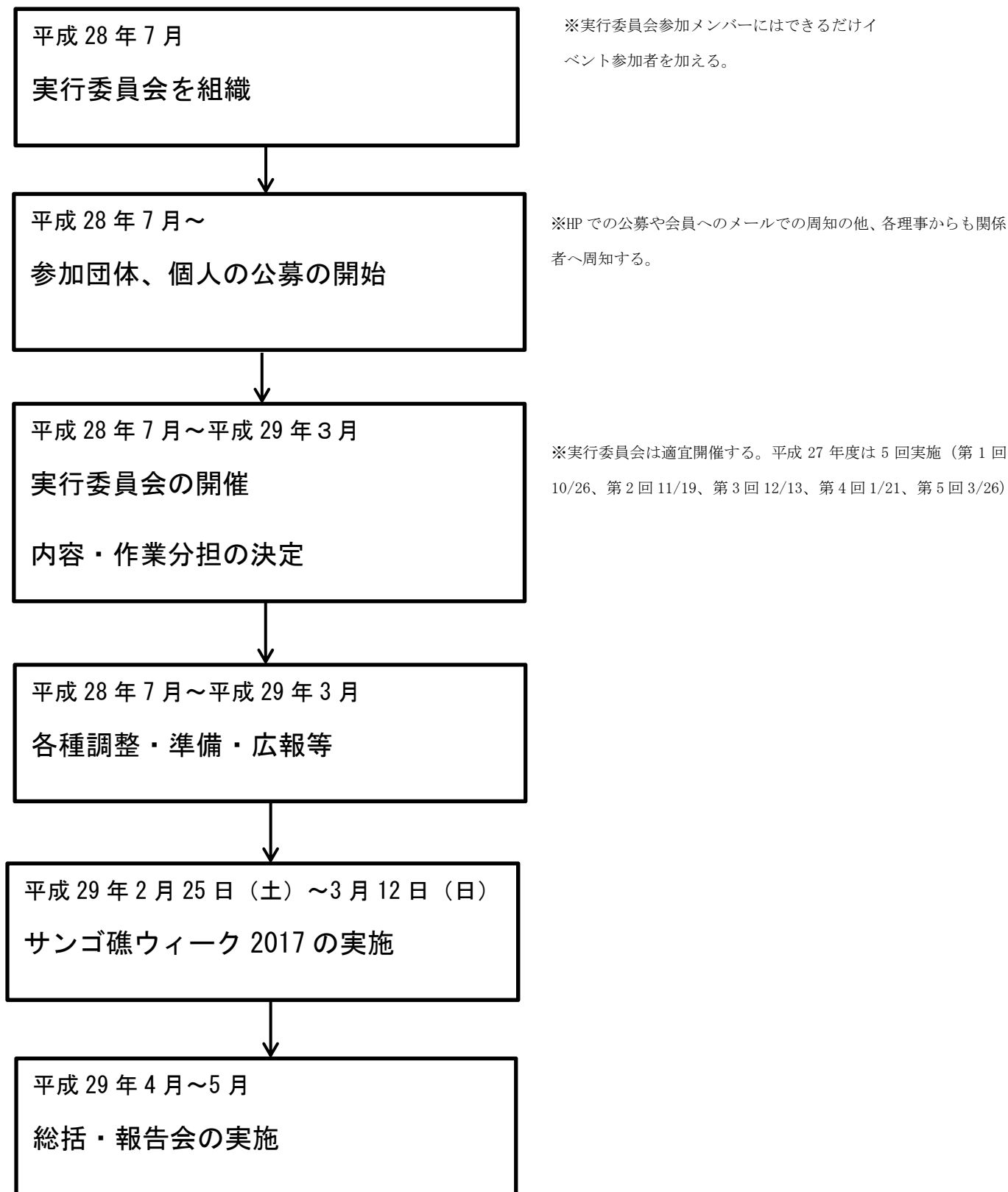
(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

この規則は、平成 28 年 X 月 X 日から施行する。

(3) サンゴ礁ウィーク2017について

○サンゴ礁ウィーク2017実施体制及びスケジュール(案)について



○広報活動について

5月16日実施の前回理事会において、サンゴ礁ウィーク 2016 は広報活動に今まで以上に力を入れたが、未だに認知度が低いことが挙げられた。そのため、次回は昨年度実施した広報活動を引き続き行うとともに、沖縄県の広報課との連携を通じた以下の広報活動を実施する。

○媒体別概要・広報依頼締切など

媒体	放送・発行	時間・掲載枠
テレビ 「うまんちゅひろば」	毎週 土曜日 (QAB : 5分) 日曜日 (OTV, RBC : 5分)	インフォメーションコーナー 約1分 (計3件)
ラジオ 「ラジオ県民室」	毎週 月～金 (5分)	5分間 (計3件)
広報誌 「美ら島沖縄」	毎月1日	情報ひろば (2頁、カラー)
新聞 「県民サロン」	毎月15日	モノクロ 全3段

○ポスター、チラシを活用した広報(原則として掲示期間は3週間～4週間)

掲示店舗		媒体	店舗数	枠数
ファミリーマート		ポスター	全店舗 約 286 店	1 枠
ローソン		ポスター	13 店舗	2 枠
		チラシ	13 店舗	制限なし
イオン マックス バリュー ビッグ	パターン1	イオン店(5店舗) ポスター マックスバリュー・ビッグ (33 店舗) ポスター	1 枠	
	パターン2	イオン店(5店舗) ポスター イオン店(5店舗) チラシ	1 枠	
	パターン3	イオン店(5店舗) ポスターのみ	1 枠	
	パターン4	マックスバリュー・ビッグ (33 店舗) ポスターのみ	1 枠	
NEXCO		チラシ	6 箇所	1 枠